

奈良工業高等専門学校外部評価実施要領

平成17年4月1日 校長裁定

- 1 この要領は、奈良工業高等専門学校運営諮問会規程第11条の規定に基づき、外部評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
- 2 評価は、資料による調査のほか、本校で実施するヒアリング、実地調査等による。
- 3 評価に必要な資料は、本校点検・評価委員会が準備する。
- 4 運営諮問会は、評価実施後は、評価内容を校長に報告するものとする。
- 5 本校は、運営諮問会の報告をうけ、改善のための諸方策を講じるものとする。
- 6 本校は、運営諮問会の評価内容をまとめたものを公表する。